

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：都道府県労働局		No. 3
<b>事務・権限移譲等検討シート（個票）</b>		
事務・権限名	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	
事務・権限の概要	<p>&lt;根拠法令&gt;                  厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、                  職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等</p> <p>&lt;目的&gt;                  各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること</p> <p>&lt;業務内容&gt;                  公共職業安定所（ハローワーク）において、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとして、全国ネットワークによる求職者・求人者に対する無料職業紹介事業を雇用保険、雇用対策と一体的に実施。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	132,640 百万円	
関係職員数	5,678 人（平成25年度末定員）	
事務量（アウト プット）	利用実績（23年度・常用） 新規求職者数：721万2千人 就職件数：195万3千件 就職率：27.1% <span style="float: right;">（ハローワーク箇所数：545箇所）</span>	
地方側の意見	<p>&lt;全国知事会「当面の地域主権改革の方向性に関する提言（24.5.7）」&gt;                  4. 国の出先機関原則廃止                  ハローワークについては、ハローワーク特区（仮称）及び一体的取組を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、移管を実現すること。</p>	
その他各方面の 意見	<p>&lt;労働政策審議会「地方分権改革に関する意見」（21.2.5）&gt;                  1 ハローワークの縮小について                  ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。</p> <p>① 都道府県域を越えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。                  ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。                  ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。                  ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。                  したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきで</p>	

なく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

<労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)>

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

<社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(25.1.25)>

このため、地方自治体とのワンストップ窓口を引き続き整備するとともに、地方自治体との連携体制の在り方をさらに強化するなど、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底することが必要である。また、職業紹介事業を行う地方自治体が希望する場合には、ハローワークの求人情報をオンライン提供することについても検討する必要がある。

<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</p> <p>また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方自治体がそれぞれの役割を確実に果たし、一緒になって雇用対策を行うことが地域住民に対するサービス強化につながることから、ハローワークと地方自治体による一体的実施（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）を推進中である（平成 25 年 4 月 1 日現在、88 自治体で実施中）。特に、福祉事務所等に生活困窮者等の就職支援窓口を設置する取組は、平成 25 年度にさらに拡充することとしている。さらに、埼玉県及び佐賀県において、ハローワーク特区を実施中である。</li> <li>・社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（25. 1. 25）を踏まえ、生活困窮者自立支援法案に、生活困窮者の雇用の機会の確保のため無料職業紹介事業を行う地方自治体（福祉事務所を設置する地方自治体）が希望する場合はハローワークの求人情報をオンライン提供する義務規定を設けており、地方自治体が自ら職業紹介等の就労支援を一貫して実施することを可能にする。</li> <li>・産業競争力会議（第 4 回：25. 3. 15、第 7 回：25. 4. 23）において、ハローワークの保有する求人情報を民間人材ビジネスや地方自治体に提供することを、厚生労働大臣より提案したところであり、その具体化について検討することとしている。</li> </ul>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>&lt;「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(22. 12. 28 閣議決定)&gt;</p> <p>(3) 公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。</p> <p>上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。</p> <p>&lt;第 15 回地域主権戦略会議了承「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」&gt;</p>

	<p>(H23. 12. 26) &gt; (ハローワーク)</p> <p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="199 537 363 672" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">B</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c、 一部A-b</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策（無料職業紹介を含む）との一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、</p> <p>① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。</p> <p>ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。</p> <p>② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。</p> <p>③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。（これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。）</p> <p>これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。</p> <p>なお、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>地方移管が不適切な理由は以下のとおり。</p> <p>① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致</p> <p>雇用保険業務を地方自治体に移管した場合、財政責任を負わずに地方自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大（保険料の引き上げ、給付カット）につながる恐れがある。</p>

	<p>② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる</p> <p>求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなるため、就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。</p> <p>(例) 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成23年度実績)</p> <p>③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる</p> <p>国は都道府県に対し、雇用対策に関する指揮命令はできない。このため、ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>(例) リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施。</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>ILO第88号条約第2条「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」を遵守することができなくなる。</p> <p>※ ハローワークの地方移管については、利用者である労使も反対している(前述の労働政策審議会意見書(21.2.5、22.4.1)を参照)。</p>
備考	

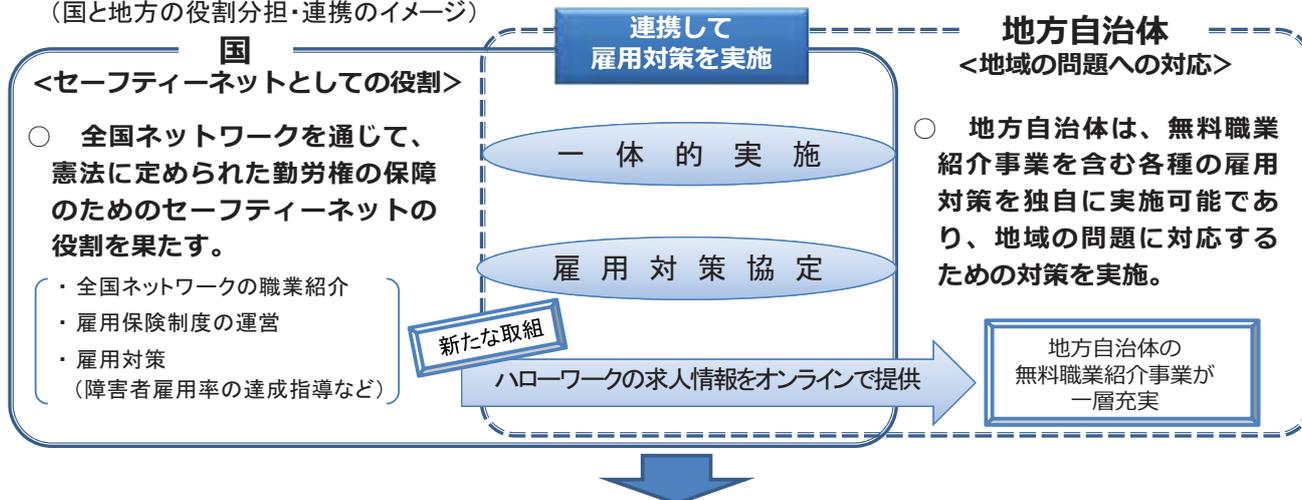
# 1 雇用対策における 国・地方の連携強化について

平成25年6月  
厚生労働省職業安定局

## 雇用対策における国・地方の連携強化について(総論)

- 労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため、国・地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方自治体に提供することにより、地方自治体が行う独自の雇用対策を更に充実するための環境を整備していくことが必要。

(国と地方の役割分担・連携のイメージ)



国と地方自治体が、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指す。

(参考) 雇用対策法(昭和41年法律第132号) (抄)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。(略)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まつて、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。

# 雇用対策における国・地方の連携強化について(具体的方策)

## 国・地方の連携をさらに強化するための方策

### ① 「一体的実施」の更なる充実 【国・地方がそれぞれの長所を活かし、住民視点でサービスを強化】

- ・ 一体的実施は、希望する自治体において、**国の職業紹介等と自治体の福祉等の業務をワンストップで一体的に実施する、国と自治体との連携事業**
- ・ 23年度に24自治体、24年度に56自治体が開始。25年度も多くの自治体で開始に向けて調整中。
- ▶ **生活保護受給者等を支援対象とする取組(福祉事務所等にハローワーク窓口を設置)は、25年度中に100箇所の設置を目指し調整中。**
- ・ 埼玉県、佐賀県においてハローワーク特区を開始(24年10月～)



### ② 国と地方自治体の雇用対策協定 【国・地方が一体となった雇用対策】

- ▶ **国と自治体が、地域の雇用対策に一体となって取り組むため、「雇用対策協定」を締結**  
※ 8自治体(2道県6市)で締結済(25年6月現在)

### ③ ハローワークの求人情報のオンライン提供 【自治体による職業紹介事業を国が全面支援】

- ▶ **無料職業紹介事業を行う自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで求人情報を提供。**【26年度中のできる限り早期に実施予定】
- ※ 特に、生活困窮者に対する就労支援については、生活困窮者自立支援法案において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定を設けている。



2

## 「一体的実施」と「ハローワーク特区」の実施状況

○ 一体的実施事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの。

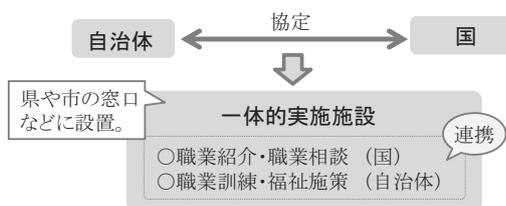
具体的には、以下のような仕組みを導入し、自治体主導でハローワークと一体となった様々な工夫を行うことができる事業。

- ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移す
- ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置

○ ハローワーク特区は、大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、**知事が労働局長に指示ができる仕組み**を追加したもの(雇用対策法施行規則の改正により措置)。

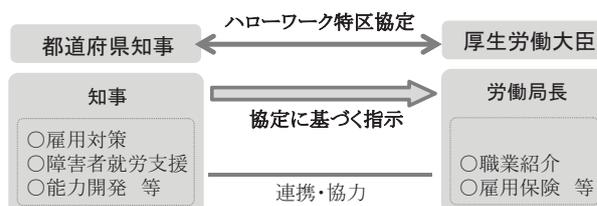
### 一体的実施とハローワーク特区について

#### 《一体的実施》



平成25年5月末時点  
29道府県(39箇所)、59市区町(80箇所)で実施

#### 《ハローワーク特区》



平成24年10月より全国2箇所(埼玉県・佐賀県)で開始

3

# 「一体的実施」の実施状況・成果(平成24年度) まとめ

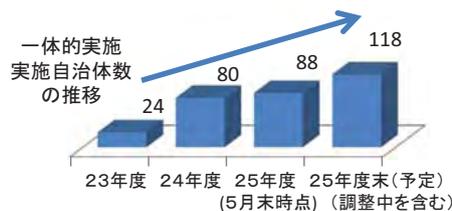
○ 平成23年6月より、希望する自治体において、自治体と国との一体的実施※を開始。

※一体的実施は、同一施設内で国（ハローワーク）の無料職業紹介等と自治体の福祉等の業務を一体的に実施する取組

## ① 実施自治体は大幅に増加

○ 平成23年6月より順次取組を開始。平成24年度に実施自治体が大

幅に増加。  
※23年度末:24自治体→24年度末:80自治体→25年度(5月末時点):88自治体  
(さらに、30自治体で調整中)



## ② 24年度は4万4千人以上が就職

○ 平成24年度は44,128人が就職。(うち生活保護受給者等を支援対象とする取組では2,202人が就職)

○ 80自治体のうち、71自治体で目標を達成。(一部達成を含む)

## ③ 利用者・関係者は取組を評価

- 利用者(求職者)から高い評価。(8割以上の施設で90%以上の満足度)
- 自治体からは、取組を評価されており、また事業の継続を求められている。(特に基礎自治体の福祉業務(生活保護受給者支援等)において高く評価されている。)
- 各取組について、労使の代表からも評価する声が出ている。

## 一体的実施の例(新宿区・ハローワーク新宿)

福祉担当課が入居する庁舎に「新宿就職サポートナビ」を開設。身近な区役所で、完全予約制・担当者制で国の職員が対応し、福祉から就労までの一体的支援等を実現。



<24年度取組状況>

- ◆新規支援対象者数 = 407人  
(年度目標 350人)
- ◆就職件数 = 312人  
(年度目標210人)

- 一体的実施は、多くの取組で目標をほぼ達成。利用者、労使及び実施自治体からも高く評価されており、各地域で必要な事業として機能。
- 実施自治体からは、取組の継続を強く要望されている。
- 生活保護受給者等を対象とする取組については、自治体の要望等も踏まえ、平成25年度中に100か所のハローワーク窓口設置を目指す。

4

# 「ハローワーク特区」の実施状況・成果(平成24年度) まとめ

○ 平成24年10月より、埼玉県及び佐賀県において、「ハローワーク特区」※を開始。

※ハローワーク特区は、厚生労働大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる仕組み

## 埼玉県(ハローワーク浦和)の実施状況

○ 利用者である地域住民の利便性を向上させるため、アクセスの良い駅前の県有施設に、相談から紹介までワンストップで支援する「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を新設し、以下のコーナーを設置。

- ① ハローワークコーナー(国)  
求職者に対する職業相談・職業紹介
- ② マザーズコーナー(国)  
子育て中の方向けの職業相談・紹介
- ③ 中高年コーナー(県が民間委託)  
40歳以上の中高年の方向けの職業相談・紹介
- ④ 生活・住宅相談コーナー(県・さいたま市)  
職と住まいを失った方への総合相談
- ⑤ 福祉人材就職コーナー(県が社会福祉協議会に委託)  
介護など福祉に関する仕事を希望する方向けの職業相談・紹介

○ 利用者数(目標8,000人、実績10,349人)などは目標を達成したが、就職者数(目標400人、実績321人)などは目標未達成

## 佐賀県(ハローワーク佐賀)の実施状況

○ 若年者就労支援、障害者就労支援及び福祉から就労支援について、次のように取組を強化。

- ① 若年者就労支援  
ジョブカフェSAGA(県)とヤングハローワークSAGA(国)の一体的運営等を実施(愛称を「ユメタネ」に決定、レイアウト見直しなど)
- ② 障害者就労支援  
障害者に対するチーム支援や県・ハローワーク佐賀の一体的な事業所訪問等を実施
- ③ 福祉から就労支援  
ハローワーク佐賀管内の市と連携し、福祉から就労への支援を実施(ハローワークによる多久市、小城市、神埼市の福祉事務所への巡回相談)

○ 「ユメタネ」の利用者数(目標6,700人、実績7,468人)、障害者のチーム支援による一般就労への移行者数(目標8人、実績8人)などは目標を達成したが、福祉から就労支援は目標の一部が未達成(例:多久市の生活保護受給者の就労者数 目標3人、実績2人)

- 平成24年度下半期においては、埼玉県及び佐賀県ともに主な目標を達成し、また、①利用者のためのサービスが強化された、②国と県で協議を重ねたことにより両者の連携が強化された、などの効果があった。ただし、それぞれの取組で一部の目標は未達成となった。
- 平成25年度は、全ての目標を達成できるよう、また、利用者サービスの更なる向上が図られるよう、県と国の一層の連携強化に取り組むことが必要。
- ハローワーク特区はスタートしたばかりの段階であり、平成25年度からの新たな取組※の実施状況も踏まえ、3年程度事業を実施して成果と課題を検証することが必要。

※埼玉県は若者・女性・中高年の支援強化(若者コーナー、女性コーナーの設置等)、佐賀県は若年者就労支援の強化等(担当者制の強化等)を実施。

# 国と地方自治体の雇用対策協定について

- 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成25年6月時点)】

北九州市(平成22年3月)	横浜市(平成23年1月)	福岡市(平成23年3月)
久留米市(平成24年3月)	北海道(平成24年12月)	宮古島市(平成25年1月)
広島市(平成25年1月)	奈良県(平成25年6月)	

## 北海道雇用対策協定

- 北海道と北海道労働局は、北海道の雇用失業情勢の改善を図ることを目的に、相互が連携し、それぞれの施策を一体的に実施するため、「北海道雇用対策協定」を平成24年12月4日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成25年度は、北海道の「ジョブカフェ北海道」と国の「ヤングハローワーク」の一体的運営や、ものづくり産業への人材確保支援などに取り組む。



平成24年12月4日  
北海道雇用対策協定 調印式

## 奈良県雇用対策協定

- 奈良県と奈良労働局は、求職者の就職の促進と県内企業の人材確保支援を図るため、雇用対策に関する施策を一体的に実施する「奈良県雇用対策協定」を平成25年6月7日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成25年度は、若者と県内企業のマッチングの強化、女性の就業支援の強化、県内立地企業の人材確保などに取り組む。



平成25年6月7日  
奈良県雇用対策協定 締結式

6

# 生活困窮者自立支援法案について

- 生活困窮者に対する就労支援については、生活困窮者自立支援法案において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定が設けられている。

## 生活困窮者自立支援法案

(雇用の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

## 2 ハローワークの求人情報の 地方自治体へのオンライン提供

平成25年6月  
厚生労働省職業安定局



### 求人情報のオンライン提供 実施目的

#### 背景

労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため、国・地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方自治体に提供することにより、地方自治体が行う独自の雇用対策をさらに充実するための環境を整備していくことが必要。

#### 新たな取組

新たな取組として、ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで、職業紹介事業を行う地方自治体に対し、求人情報を提供する。

(参考)

ハローワークが受理した求人(平成24年度) 8,979,391人

(参考)

生活保護受給者等に対する就職支援については、生活困窮者自立支援法案において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定が設けられている。

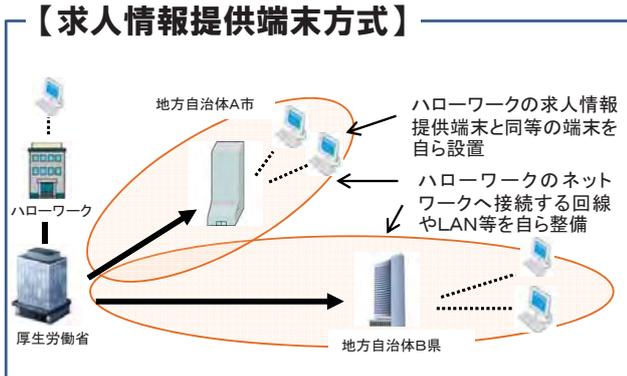
#### 効果

地方自治体は、各地域の実情に応じて、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供が可能になり、各地域における雇用対策が一層充実。

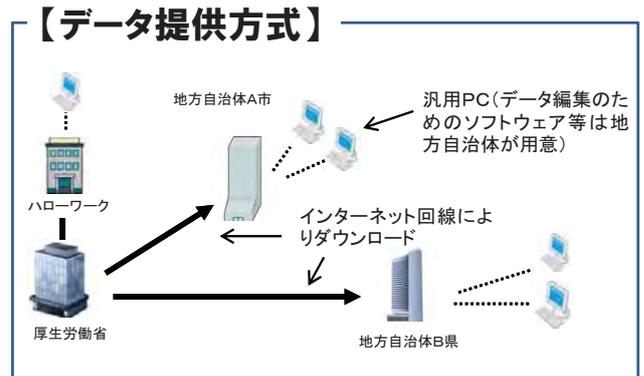
# 求人情報のオンライン提供 概要（案）

- 無料職業紹介を行う地方自治体(民間の職業紹介事業者に委託する場合を含む)が希望する場合に、ハローワークの求人情報をオンラインで提供(平成26年度中のできるだけ早期の開始に向け調整中)。
- 提供方法は、
  - ① 地方自治体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を設置する方法に加え、さらに地方自治体の費用負担を減らし、独自に編集等が可能となるように、
  - ② 地方自治体が加工可能な形式でデータをダウンロードできるようにする方法も検討。地方自治体の希望に応じ①と②を選択可能とする(併用も可能)。

## 実施方法（イメージ）



➡ **ハローワークの端末と同等の操作性**



➡ **独自のデータ編集等が可能**

2

## 求人情報のオンライン提供 実施方法の詳細①（案）

方式	求人情報提供端末方式	データ提供方式
概要	地方自治体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置することで、ハローワークと同様の求人情報の提供が可能となる。	ハローワークの求人情報を加工可能な形式(CSV形式)でダウンロードできるようにする。地方自治体は自らデータをダウンロードし、任意に編集した上で求人情報の提供が可能となる。
開始時期	平成26年度中のできるだけ早期に開始(具体的な開始時期は調整中)	
対象となる地方自治体	無料職業紹介を行う地方自治体(民間の職業紹介事業者に委託する場合を含む)	
提供する求人者の範囲	ハローワーク内で求職者に公開している全国の求人(求人事業者が提供を希望しない場合を除く)	
地方自治体の費用負担	オンラインで求人情報を受け取るために必要な機器等一式(厚生労働省指定の仕様の端末)、施設内のLAN、ハローワークのシステムに接続するための回線など(いずれも保守契約等を含む)を、自らの費用負担で業者と契約し調達・整備 <b>【3年間・端末10台導入の場合の試算】</b> ○ランニングコスト 1,400万円程度 ○初期導入費用 1,100万円程度 ※ハローワークで使用しているものと同等の端末等を定価で調達した場合を想定した参考値。仕様に係る要件(現在調整中)及び地方自治体の調達方法(入札等)により変動	汎用PC、インターネット回線、データの編集等を行うためのソフトウェアなどを自らの費用負担で用意
利用の手続	最低限の利用要件・規約への同意が必要 利用手続・スケジュール等は検討中(一定の利用申請期間を設定することを想定)	
その他	○求人は随時更新 ○ハローワークのシステムの更新が平成27年度途中に予定されており、システム更新前に開始した場合は更新費用が発生(地方自治体の負担) ○システム更新前は画面表示に一定の制約 ○システム更新後(平成27年度途中)に開始する場合は、費用負担を軽減する方法を検討中	○前営業日終了時点の有効求人が提供対象 ○ハローワークのサーバーに負荷がかかるため、ダウンロード可能な時間帯の制限などがありうる

※現在検討中の案であり今後変更がありうる。  
 ※国はハローワークのシステム改修に要する費用や改修後の運用に必要な経費等を負担する。

## 利用要件・規約

○ハローワークの求人は、求人事業主がハローワークの職業紹介を受けることを希望して提出したものであるため、求人事業主との関係に必要な最低限の利用要件・規約を設ける。また、求人情報提供端末方式の場合は、ハローワークの求人情報提供ネットワークに接続するため、最低限の保守・管理の要件・規約を設ける。

### 【利用要件・規約の案(主なもの、今後さらに検討)】

- 職業紹介以外の目的での利用や第三者・不特定多数の者への提供はしないこと。
- 職業紹介を行う際は、地方自治体自ら、求人事業主に労働条件を確認し、職業紹介を行うことについて求人事業主の同意を得ること。
- 地方自治体の業務により発生した苦情は全て地方自治体が処理すること。
- 求人への充足を把握した場合や求人条件に変更があることを把握した場合などは、ハローワークに連絡すること。
- ハローワークとの連絡調整に当たる連絡責任者を置くこと。
- 求人情報提供端末を設置する場合は、管理責任者を置くこと。また、システムの保守・管理を適正に行うこと。

## 職業安定法の適用について

○地方自治体が、ハローワークからオンライン提供された求人情報を活用して職業紹介を行う際にも、職業紹介事業者として、求職者に対する労働条件の明示など、職業安定法上の義務を負う。(ハローワークからの求人情報のオンライン提供による場合であっても、職業安定法の適用に変更はない。)

### 【参考：職業安定法(抄)】

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者(第三十九条に規定する募集受託者をいう。)並びに労働者供給事業者(次条において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

2 求人者は求人への申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

3 略

4

## 参考資料

- ① ハローワークとは (P. 1)
- ② 一体的実施事業の実施状況 (P. 8)
- ③ ハローワーク特区の実施状況 (ハローワーク浦和) (P. 23)
- ④ ハローワーク特区の実施状況 (ハローワーク佐賀) (P. 29)

### ①ハローワークとは

# 公共職業安定所(ハローワーク)とは？

- ハローワークは、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい**就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割**を担っている。
- また、地域の総合的雇用サービス機関として、**職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施**する点がハローワークの特徴。

(参考1) ハローワークの設置数等

設置数:544所(本所:437、出張所:94所、分室:13室)

(参考2) ハローワークの人員体制(25年度予定額ベース)

職員数:11,348人 相談員数(※):17,941人

(※)相談員には、公募により基本的に民間出身の労働経験者・有資格者等を活用

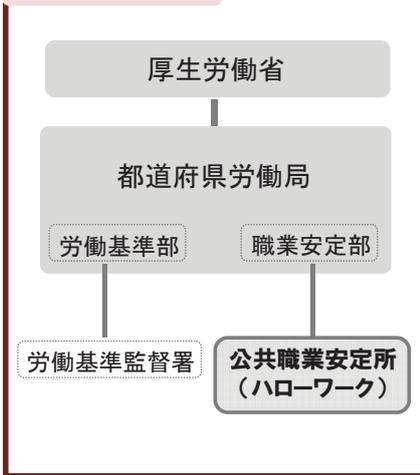
(求職活動の様子)



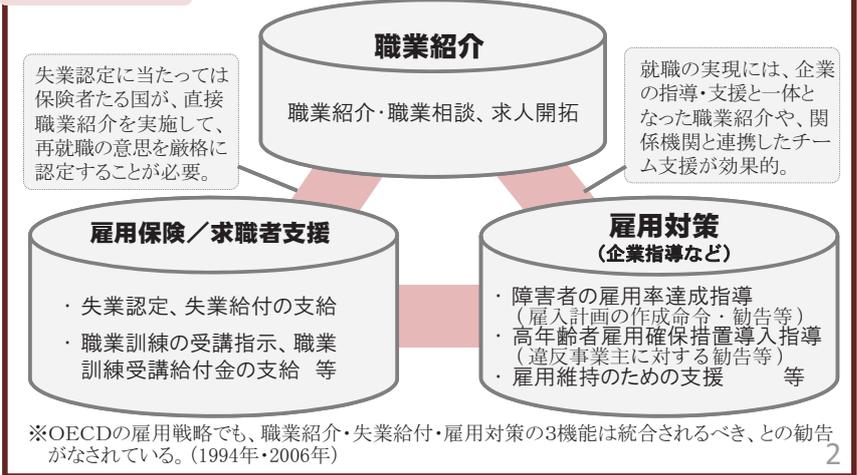
(職業相談の様子)



## 組織の位置づけ



## 主な所掌事務

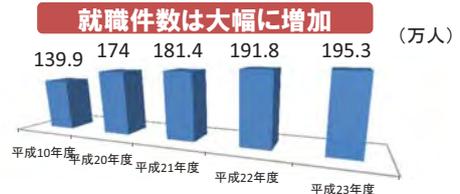


# ハローワークの主な取組と成果①

- ハローワークは1日約17万人が利用する国民に最も身近な行政機関の一つ。

(平成24年度の主な業務指標)

- ・新規求職者数(常用(パート含む)) 666.4万人
- ・新規求人数(常用(パート含む)) 795.3万人
- ※ハローワーク求人(フルタイム・常用)の約95%は中小企業
- ・就職件数(パート含む) 193.6万人
- ・雇用保険受給資格決定件数 183.1万件



## 全国ネットワークでの職業紹介による求人・求職ニーズへの対応

- 都道府県域を越えた就職・募集活動にも全国ネットワークで対応。
- ※東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成24年度実績)
- ※東京のハローワークで受理した求人の約3割は勤務場所が東京都外(平成24年実績)

## 雇用問題への機動的、全国斉一的な対応

- 緊急に対応すべき雇用問題に、全国ネットワークを活用し、全国一斉に機動的に対応。
- (例)リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークの総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)
- 全国ネットワークでの事業主指導・支援(障害者雇用等)により、本社・支店全体での取組を確保。

## サービス改善・民間活用の取組

- 就職率、求人充足率等の主要指標は、全ハローワークで目標を設定、PDCAサイクルにより目標を管理。
- 利用者アンケート等により、利用者のご意見・ご要望を把握し、サービスを改善するとともに、ハローワーク職員によるサービスの自主点検・責任者による総点検を定期的実施。
- ハローワークの平日の開庁延長(231箇所)や土曜開庁(195箇所)を実施。(平成25年4月時点)
- 雇用保険受給者に対するセミナーや若年者雇用対策、長期失業者支援で民間を活用。

## ハローワークの主な取組と成果②

働く希望を持つ若者・女性・障害者や生活保護受給者等の就職支援など政策課題にも積極的に対応

### 若者(新卒者・フリーター)

※実績は平成24年度実績(ただし、障害者の実雇用率は平成24年6月1日現在)

・新卒応援ハローワーク(57か所)を設置し、新卒者に対して、ジョブサポーターによる担当者制の支援を実施

【利用者数 のべ70.7万人、ジョブサポーターの支援による就職決定 19.4万人】

・わかものハローワーク・コーナー等を設置(214か所)、フリーターの正規雇用化を支援 【フリーター等の就職件数 30.2万人】



(新卒応援ハローワーク)



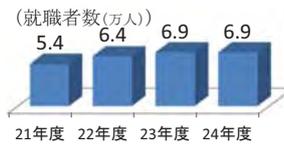
### 子育て女性等

・子ども連れで来所しやすい環境のマザーズハローワーク・コーナーを設置(173か所)、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保や担当者制による支援を実施 【就職者数 6.9万人】

※担当者制支援=対象者5.7万人、就職者5.0万人、就職率86.1%



(マザーズハローワーク)



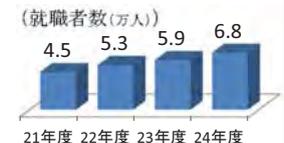
### 障害者

・障害特性に応じた職業紹介と雇用率未達成企業に対する厳正な指導を組み合わせて実施 【就職者数 6.8万人 実雇用率 1.69%】(過去最高)

※企業指導にあたっては、人事機能を有する本社を管轄するハローワークと就業地のハローワークの連携が重要



(ハローワークでの職業相談)



### 生活保護受給者等(地方自治体と連携した就職促進)

・福祉事務所と連携してチームを組み、対象者ごとに就労支援プランを作成し、自立に向けた支援を実施 【就職者数 4.0万人】

・福祉事務所内等にハローワーク窓口を設置、自治体とハローワークが一体となった支援を実施 【実施自治体数 34市区(平成25年5月末現在)】



(自治体との一体的な支援)



## (参考①) ハローワークの地方移管の問題点

- 「職業紹介」・「雇用保険(失業認定・失業給付)」・「雇用対策(企業指導・支援など)」の3つの業務は、同一の組織で実施する必要がある。(現在、ハローワークが3つの業務を実施)
- また、3つの業務のいずれについても、地方に移管することは困難。

### ハローワークの地方移管に関する主な問題点

#### ①雇用保険の財政責任と運営主体の不一致

- 雇用保険業務を自治体に移管した場合、財政責任を負わずに自治体が失業認定事務を実施することになる。  
→ 失業給付の濫給、国民負担の増大(保険料の引き上げ・給付カット)につながる恐れがある。

#### ②職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる

- 求職者・求人者は、都道府県を超えて、求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなる。  
→ 就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。  
※ 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成24年度実績)  
※ 東京のハローワークで受理した求人の約3割は勤務場所が東京都外(平成24年実績)

#### ③全国一斉の雇用対策が講じられなくなる

- 国は都道府県に雇用対策に関する指揮命令はできない。ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。  
(例)リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施

#### ④ILO条約を守ることができなくなる

- ILO第88号条約を守れなくなる。  
第2条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

※労使も地方移管には反対。労働政策審議会からも『国による全国ネットワークの体制を維持すべき』旨の意見が出されている。

## (参考②) ハローワークの地方移管に対する労使の意見

- 労使ともハローワークの地方移管に反対の立場。
  - 国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化すべきと指摘。
- ※ 平成21年2月、平成22年4月の二度にわたり、この旨の意見書を労働政策審議会としてとりまとめている。

### 労働政策審議会の意見書

「地方分権改革に関する意見」（平成21年2月5日 舛添要一厚生労働大臣宛 労働政策審議会意見書）（抜粋）

#### 1 ハローワークの縮小について

（前略）

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当ではなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

（中略）

一方で、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。（後略）

6

## (参考③) 諸外国における職業紹介・失業保険の実施主体

- 先進主要国においても、職業紹介業務は原則として国が実施。
- また、いずれも職業紹介・失業保険の認定・失業保険の財政主体は一致。

	職業紹介業務	失業認定業務	失業保険の財政責任
イギリス	ジョブセンタープラス（国）	ジョブセンタープラス（国）	国
アメリカ	職業安定所（州）	職業安定所（州）	州
ドイツ	職業安定所（連邦）	職業安定所（連邦）	連邦
日本（現行）	ハローワーク（国）	ハローワーク（国）	国

原則として  
国が実施

各国の職業紹介・失業保険の認定・失業保険の財政主体は一致

※ イギリスでは、1974年から職業紹介と失業保険の給付を切り離したものの濫給が生じ、1986年、サッチャー政権が両事業を統合（統合の初年度には受給者約3割減）。